社会福祉法人

八女市社会福祉協議会

事業紹介

市民のみなさんとともに「福祉でまちづくり」をすすめています

1 社会福祉協議会のしくみ

心豊かに共に支え合い安
優しい
八女市社会

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、全国の都道府県及び市町村に設置されており、民間組織としての「自主性」と広く住民や福祉関係者に支えられた「公共性」をあわせ持つ民間の非営利組織です。

社会福祉協議会は、地域福祉
とした公共性の高い民間の非
んの参加と福祉関係者の協力
域福祉活動計画を基本に、地
で安心して生活することが
の実現をめざして、様々な活

構　成

地域の住民組織（区長会など）をはじめ、社会福祉事業関係者や医療・保健など、関連分野の関係者（民生委員児童委員、ボランティア団体など）によって構成されています。

安心して健やかに暮らせる
まち八女

福祉協議会

祉活動を推進することを目的
非営利組織です。市民の皆さ
力を得て、地域福祉計画・地
地域の人々が住み慣れたまち
できる「福祉でまちづくり」
活動を実施しています。

組織図

評議員会 ― 理事会 ― 監　査

理事会

会　長
副会長
常務理事

事務局長

総務課
福祉課

理事会･･･執行機関。事業計画･予算編成、事業の企画などを行います。

評議員会･･･議決機関。予算、決算、定款、規程などの重要事項の議決や承認を行います。

2 事務所・組織機構及び事業体制

地域福祉活動の主体と場を、住民と小地域に求め、日常生活圏域における相談から支援まで、制度によるサービスのみならず、ボランティアなどによる支援活動もあわせて一体的、総合的な活動の展開をめざします。また、本所・支所のそれぞれの地域特性を考慮し、円滑な事業展開に努めます。

評議員会 ― 理事

会

副会

常務

事務

総務課長

本所

●総務係

①法人運営（理事会、評議員会）
②財務管理・経理事務
③労務・人事管理
④社会福祉会館管理

●地域福祉係

①上記共通事業
②ほっと館やめ（福祉生活支援室）の設置
・フードバンク事業
・ひきこもり等支援事業
・家計相談支援事業
③地域介護予防活動支援事業
④法人後見支援事業
⑤社会福祉法人の連携による地域貢献事業
⑥農福連携事業
⑦共同募金会、日本赤十字社、献血推進協議会事務局

上陽支所 支所長

●地域福祉係

①上記共通事業
②ほっと館やめ（福祉生活支援室）の設置
・フードバンク事業
・ひきこもり等支援事業
・家計相談支援事業
③地域福祉センター管理

●在宅福祉係

①介護保険事業
・通所介護事業
②市委託事業

黒木支所 支所長

●地域福祉係

①上記共通事業
②移送サービス事業
③地域交流センター管理
④「ふじの里」直売所
⑤霊柩車運送事業

●在宅福祉係

①介護保険事業
・居宅介護支援事業
②市委託事業

社会福祉会館

〒８３４－００３１
八女市本町５９９番地
電　話　２３－０２９４（代表）
ＦＡＸ　２３－０２４２

地域福祉センター

〒８３４－１１０２
八女市上陽町北川内１２３番地１
電　話　５４－３６２９
ＦＡＸ　５４－３８４７

地域交流センター「ふじの里」

〒８３４－１２１６
八女市黒木町桑原２０７番地１
電　話　４２－２１３１
ＦＡＸ　４２－３９５９

会 ― 監　事

長

長

理 事

局 長

福 祉 課 長

本所・支所地域福祉係の共通事業
● ふれあいのまちづくり事業（サロン支援等）
● ボランティアセンター事業
● 生活支援コーディネーターの配置
● まるごとサポーター（相談支援包括化推進員）の配置
● 日常生活自立支援事業
● 福祉資金貸付事業
● 社協会費・赤い羽根共同募金を活用した地域福祉活動の支援
● 福祉部会・福祉委員等の設置推進事業
● 福祉総合相談センター事業

立花支所 支所長

●地域福祉係

①上記共通事業
②総合保健福祉センター管理
③「かがやき」売店・食堂

●在宅福祉係

①介護保険事業
・通所介護事業
・居宅介護支援事業
・訪問介護事業
②障がい福祉サービス事業
③市委託事業

総合保健福祉センター「かがやき」

〒834−0074
八女市立花町谷川1156番地
電　話　37−0036
ＦＡＸ　37−0083

矢部支所 支所長

●地域福祉係

①上記共通事業
②高齢者生活福祉センター管理
③葬祭事業

●在宅福祉係

①介護保険事業
・通所介護事業
②市委託事業

●福祉施設係

①特別養護老人ホームゆいのもり運営事業
②短期入所生活介護事業

高齢者生活福祉センター

〒834−1402
八女市矢部村矢部字福取田地内
電　話　47−3123
ＦＡＸ　47−3124

星野支所 支所長

●地域福祉係

①上記共通事業
②総合保健福祉センター管理
③「そよかぜ」売店
④自給肥料供給施設管理運営事業

●在宅福祉係

①介護保険事業
・通所介護事業
・居宅介護支援事業
②市委託事業

●福祉施設係

①授産所麻生園運営事業

総合保健福祉センター「そよかぜ」

〒834−0201
八女市星野村10775番地14
電　話　52−3165
ＦＡＸ　52−3518

3 社会福祉協議会がめざす「福祉でまちづくり」

（1）八女市の福祉分野の実情と課題

① 世帯の実情と課題

少子高齢化の進行と人口減少が著しい本市では、高齢化が全国の約 20 年先を進み、年少人口・生産年齢人口ともに右肩下がりを続けています。

地域では社会参加の大切な機会である、地域での活動や行事などの継続が難しく、地域を支える担い手確保が課題となっています。

② 各福祉分野の相談支援の実情と課題

相談支援の現場では、本人だけではなく、家族も複雑で様々な課題を抱えている場合が多くあります。

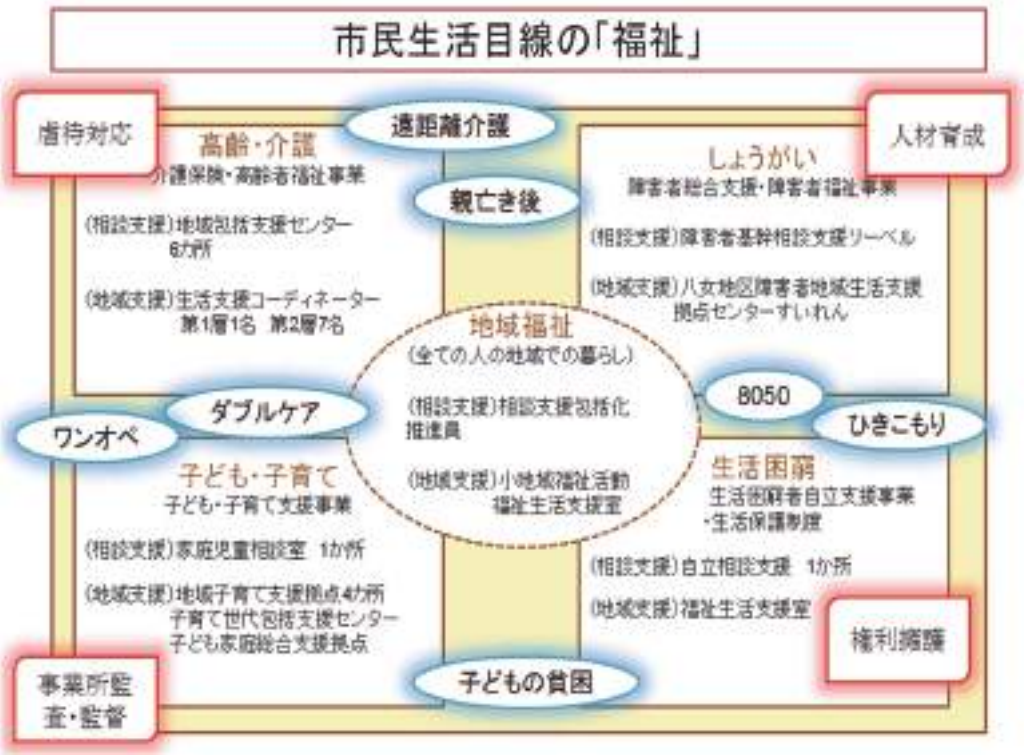

③ 地域支援の実情と課題

相談支援により個別課題を解決するなかで、解決の鍵となるのは、地域の在りようです。本市には 21 の地域に、地域の活性化やまちづくり施策を推進していく住民組織「まちづくり団体」が設置されています。

各福祉分野の地域支援では、まちづくり団体などを通じて、福祉課題を共有する取り組みを行っています。その受け皿は各地域のまちづくり団体ですが、その際に問題になるのが「各分野の各機関がそれぞれの課題を持って、バラバラに地

域に入る」ことへの地域住民が感じる違和感と負担感です。

地域支援の課題は各種の福祉課題を地域で共有し、他人ごとではなく我がごととしてとらえ、住民が主体的に活動できる体制づくりをいかにすすめていくかにあります。

（2）「福祉でまちづくり」の推進目標

① 地域福祉の推進目標

社会福祉協議会は地域福祉を推進するために、小地域を活動の基盤として、市民の皆さんに地域福祉活動に参加していただき、協働により、行政機関や各種団体などと役割を分担しています。

公益性の高い非営利民間団体という持ち味を生かしながら、制度の狭間にあるニーズにも積極的に対応し、地域に密着した生活支援を行うことができる「福祉でまちづくり」を目標として活動を推進します。

② 福祉でまちづくりを推進するための社会福祉協議会体制の充実

福祉活動の停滞やサービスの低下がおきないように、できるだけ身近な地域で効率的に事業を実施するために、隣組・行政区、旧市町村の範囲、市全域ごとに関係機関団体と連携しながら、重層的な福祉サービスの提供を行います。

重層的な圏域設定のイメージ

（3）社会福祉協議会がすすめる現在の地域福祉の取り組み

① 地域福祉の基盤となる小地域福祉活動の推進

小地域福祉活動推進として、まちづくり団体に福祉部会や行政区単位などに福祉ネットワーク推進委員会の設置を促したり、民生委員児童委員のサポートや地

域福祉推進のための福祉委員や見守り連絡員の設置を推進しています。

地域支援担当として、職員（コミュニティソーシャルワーカー）を各地域に複数配置し、地域サロンや福祉のつどいなどの取り組みを支援しています。

② 地域支援からまちづくりにつなげる住民参加活動の推進

地域包括ケアシステム構築の一環として、地域での生活支援体制を整備するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。地域に対し、顔の見える配置となっており、地域への福祉課題の共有と取り組みを促しています。

③「地域共生社会」に向けた地域づくり

本所・各支所に、複雑で多くの問題を抱える個人や世帯に寄り添った、個別支援と多くの機関との支援体制づくりを行う「相談支援包括化推進員（まるごとサポーター)」を配置しています。

同様に、絆を深め孤立化を防ぐ地域づくりのため、地域の拠点として、福祉生活支援室「ほっと館やめ」を開設しています。年齢や心身の状態に関係なく、ひきこもりや生活不安など、支援の狭間で課題を抱える人に対する居場所づくり・生活経験の場づくりを行っています。地域共生社会の実現に向けた「丸ごと受け止める支援体制づくり」です。

4 社会福祉協議会の業務体系

基本目標１　相談しやすい雰囲気づくり

◆「広報の充実」
- ○ やめ社協だよりの発行
- ○ ホームページの活用

◆「無料専門相談、地域への訪問相談」
- ○ 暮らしの相談事業の実施

基本目標２　連携した支援ができる体制づくり

◆「利用者・家族支援」
- ○ 在宅福祉サービスの実施にともなう福祉課題の把握・解決
- ○ 特別養護老人ホーム運営事業
- ○ 授産所麻生園運営事業

◆「地域課題の把握と地域支援」
- ○ 生活支援体制整備事業の実施
- ○ 地域介護予防活動支援事業の実施

◆「権利擁護センターによる権利擁護の充実」
- ○ 日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）の実施
- ○ 法人後見支援事業の実施

◆「新たなニーズの発掘・支援」
- ○ 八女市社会福祉法人連絡会との連携

◆「福祉総合相談と連携」
- ○ 福祉総合相談センター事業の実施
- ○ 福祉資金貸付事業の実施

◆「分野横断的連携」
- ○ 家計相談支援事業の実施

◆「地域を基盤とした福祉的活動の支援体制」
- ○ 地域公益事業の推進

基本目標３　絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

◆「小地域福祉活動の推進」

○ 地域担当職員の配置による小地域福祉活動の推進

◆「自主財源を活用した地域福祉活動の推進」

○ 社協会費・赤い羽根共同募金を活用した地域福祉活動の支援

◆「移動・外出支援の周知と充実」

○ 外出支援ボランティアの確保

◆「地域共生社会に向けた包括的支援体制づくり」

○ 地域力強化推進事業の推進

○ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の推進

◆「災害ボランティアセンター」

○ 災害ボランティアセンター機能の強化

基本目標４　社会参加の意識づくり

◆「学ぶ機会の提供」

○ 暮らしと福祉の講座の開催

○ 地区福祉のつどいの開催

○ 福祉教育の推進

◆「交流の場を通した地域課題の把握と人材育成」

○ ふれあいサロン活動の支援

○ 在宅介護者の会活動への協力

○ 不登校・ひきこもり親（家族）の会活動への協力

◆「福祉的活動への支援」

○ 各種福祉事業（団体）の活動に対する支援・協力

○ 合同金婚式の開催

◆「障がい者等の社会参加の促進」

○ 農福連携による障がい者等の社会参加の促進

◆「ボランティア活動の推進」

○ ボランティアセンターの運営強化

相談しやすい雰囲気づくり

◆ 広報の充実

（1）社協だよりの発行

社会福祉協議会の事業紹介をはじめ、施設案内、ボランティア情報などを掲載し、イベントや参加者募集のお知らせをするため、年１１回、「やめ社協だより」を全世帯に配布しています。

（2）ホームページの活用

社協の事業紹介をはじめ、市内で行われている地域福祉活動などを公開し、広報の充実に努めています。

ホームページアドレス
http://yamesyakyo.jp/

※左記 QR コードを読み取ることで
ホームページへアクセスできます。

◆ 無料専門相談、地域への訪問相談

（1）暮らしの相談事業の実施

身近に相談できる専門相談窓口として、相談支援体制の充実を図っています。相談は無料で秘密厳守です。お気軽にご相談ください。（※相談日以外にも職員が随時相談に応じます。必要があれば、職員による訪問支援も行います。）

社協本所 社会福祉会館 ☎２３－０２９４	**立花支所** 総合保健福祉センター ☎３７－００３６	**黒木支所** 地域交流センター ☎４２－２１３１	**上陽支所** 地域福祉センター ☎５４－３００３
心配ごと相談 第１・３水曜日 13：30～16：00	心配ごと相談 第２水曜日 9：30～12：00	心配ごと相談 第３水曜日 9：30～12：00	心配ごと相談 第４水曜日 13：30～16：00
無料法律相談 第２金曜日 13：30～16：00		無料法律相談 第３金曜日 13：30～16：00	無料法律相談 第４金曜日 13：30～16：00
司法書士相談 第３金曜日 13：30～16：00		司法書士相談 第２金曜日 13：30～16：00	

連携した支援ができる体制づくり

◆ 利用者・家族支援

（１）在宅福祉サービスの実施にともなう福祉課題の把握・解決

◇ ホームヘルプサービス事業

ホームヘルパーが自宅へ訪問し、入浴や排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

◇ デイサービス事業

デイサービスを実施するセンター内にあるサービスルームで、送迎・食事・入浴・機能訓練・レクリエーションなどのサービスや日常生活についての相談・助言、健康状態の確認などを行います。

◇ 居宅介護支援事業

介護サービス利用時の相談・調整をケアマネジャーが行います。計画（ケアプラン）を作成するとともに、安心して介護サービスが利用できるように支援します。

◇ 配食サービス事業（市委託事業）

上陽地区・立花地区・星野地区において、在宅で調理が困難な高齢者などが健康で自立した生活を送ることができるように、配食サービスを提供します。

食事の提供による健康の保持と配食時に安否確認を行います。

◇ シルバーハウジングＬＳＡ（生活援助員）派遣事業

矢部地区において、高齢者が自立し、安全かつ快適な生活を営むことができるように、高齢者に配慮した住宅の供給と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を行います。

◇ 高齢者生活福祉センター居住部門の運営事業

矢部地区・星野地区において、おおむね６５歳以上の１人暮らし・２人暮らしの方で、高齢などの理由により、生活することに不安がある方に対して、一定期間住居を提供します。あわせて、住居利用者に対する相談支援をはじめ、緊急時の対応を行います。

◇ 葬祭事業

黒木地区・矢部地区・星野地区において、霊柩車運行などの葬祭事業を実施しています。

（２）特別養護老人ホーム運営事業

特別養護老人ホームゆいのもりは、生きがいを持って安らかな生活が送れるよう、援助させていただきます。これまでの生活環境を大切に、一人ひとりにあった介護を行います。

◇ 介護老人福祉施設

介護保険で要介護３～５の認定を受けた方が対象となります。（※要介護１・２に認定された方であって、やむを得ない事項により居宅での生活が困難な方はご相談ください。）

常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりの方や認知症の方などに、ホームで日常生活上の支援や介護をさせていただくサービスです。
[定員：３０床]

◇ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護保険で要支援１・２または、要介護１～５に認定を受けた方が対象となります。

介護される方が冠婚葬祭などの理由で、一時的に介護ができない状態になった時に、ご家族にかわって介護をさせていただくサービスです。[定員：４床]

◇ **申込みから入所決定までの流れ**

施設見学や入所などに関するお問い合わせは、お気軽にご相談ください。

(※ご相談は土・日・祝日でもできます。)

特別養護老人ホームゆいのもり　☎ 47-3125

(3) 授産所麻生園運営事業

授産所麻生園は、身体上もしくは、精神上の理由、または世帯の事情により就業能力が限られている方に対して、就労及び技能の研修のために必要な支援を行う施設です。

施設の種類　社会事業授産（第１種社会福祉事業・通園施設）

◆ 簡易加工部門

堤灯部品づくり、破魔矢づくり、箱折り、線香巻き、ろうそく詰めなど

◆ 印刷製本部門

広報、学校新聞、チラシ、パンフレット、各種伝票類、名刺、封筒、ハガキなど

◆ 葬祭部門

霊柩車運行、葬儀用品の販売など

◆ 地域課題の把握と地域支援

（1）生活支援体制整備事業の実施（市受託事業）

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、住民主体の支え合い活動を推進しています。

いつまでも住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けることができる様に、多様な生活支援ニーズに対応したサービスの整備に努め、地域組織やボランティア、社会福祉法人、NPO、民間企業などと連携を図り、高齢者の生活支援を行います。

◇ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の主な役割

○ 生活支援ニーズの把握・調整、担い手の養成・発掘
○ 困りごとに対する調査、生活支援に関する情報提供
○ 困りごとを解決していく、話し合いの場づくり

（2）地域介護予防活動支援事業の実施（市受託事業）

介護予防活動の担い手の育成及び支援を行うとともに、地域のつどいの場を充実させることを目的として下記事業を推進します。

◇ ふれあいサロン支援者講座

ふれあいサロンの充実を図るため、ふれあいサロンで活用できるレクリエーションなどの講座を開催します。

◇ ふれあいサロン活動支援事業

介護予防を図るため、健康運動指導士、歯科衛生士、栄養士、認知症予防指導士をふれあいサロンに派遣します。

◇ 地域介護予防講演会

介護予防及び健康増進につなげていくための講演会を実施します。

◇ 地域介護予防サポーター養成・活動推進事業

・自分自身の介護予防
・隣近所の高齢者の見守り
・介護予防サービスへの参加

→ 身近な地域において、介護予防の実践・普及啓発を行います。

◆ 権利擁護センターによる権利擁護の充実

（1）日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）の実施

毎日の暮らしの中で、不安や疑問、判断に迷ってしまうことがあります。

このような場合に、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の手伝いをし、判断能力に不安な方が安心して暮らせるようにサポートします。

利用できる方は？（次のいづれにも該当される方）

- ○八女市にお住まいであること。
- ○認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、福祉サービスの利用手続きなどができず、日常生活を送ることが困難であること。
- ○この事業の利用に関する契約を締結する能力があると認められること。
- ○親族などからの日常的な支援が望めないこと。

どんな事ができるの？

- ●金銭管理サービス …… お金の出し入れ、支払い
- ●生活支援サービス …… 福祉サービス利用のお手伝い
- ●金庫保管サービス …… 大切な通帳や書類のお預かり

※難病や重度身体障がい者の方については、**「八女あんしんサポート事業」**でのご利用が可能です。

（2）法人後見支援事業の実施

◇ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安のある方や判断能力の不十分な方が、地域で安心して日常生活を送ることができるよう、権利・財産を守るための援助者（後見人、保佐人、補助人）を家庭裁判所が選び、ご本人を代理して、法的に支援する制度です。

八女市社会福祉協議会では法人として援助者の役割を家庭裁判所から引き受け、ご本人をサポートしていく「法人後見支援事業」を実施しています。

成年後見人の役割

身上監護

福祉サービスの利用や入所・入院の手続き、支払い、契約に関わる支援を行います。

財産管理

本人のために必要な支出を計画的に行い、本人の金銭を管理します。

金融機関との取引、不動産の管理・処分・遺産相続手続きを行います。

権利擁護センターでは、自分らしく住み慣れた地域で生活できるよう権利擁護の視点に立ち、様々な生活課題を一緒に解決できるようサポートします。その方の状態、環境の変化に伴い、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が可能なため、ご本人に継続的に支援を行うことが可能です。

◆ 新たなニーズの発掘・支援

（1）八女市社会福祉法人連絡会との連携

八女市内 24 の社会福祉法人と連携し、制度の狭間にいる人の課題や福祉ニーズについて、それぞれの分野の専門性を活かした支援の連携により発掘し、支援しています。

◆ 福祉総合相談と連携

（1）福祉総合相談センター事業の実施

本所・各支所に設置し、子どもから高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者など、様々な相談対応をはじめ、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、相談支援をすすめています。

福祉総合相談センターのイメージ

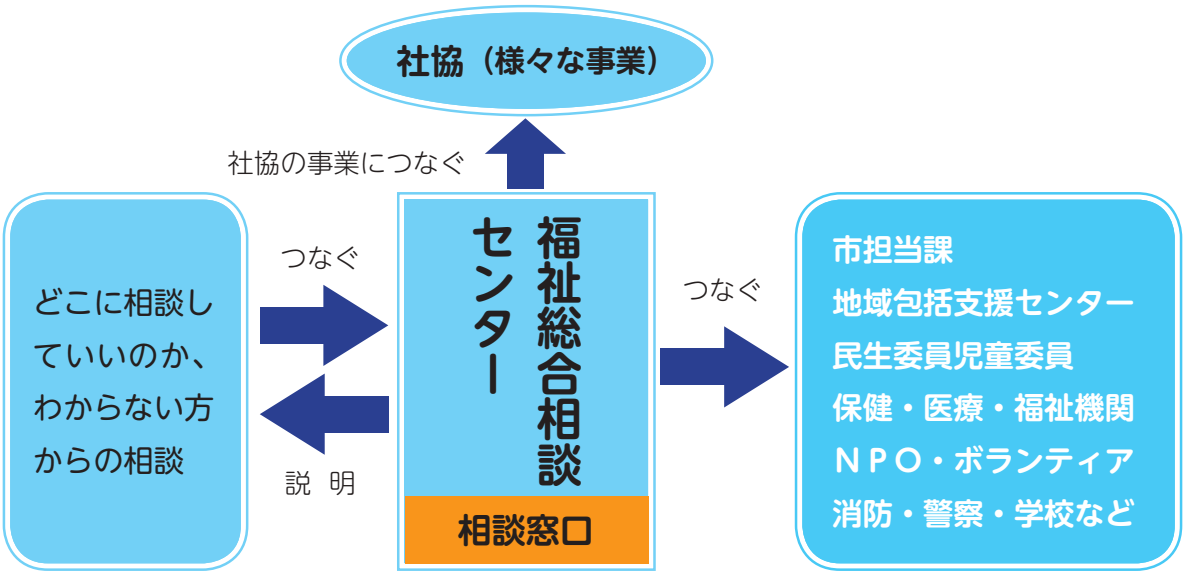

（2）福祉資金貸付事業の実施

◇ 生活福祉資金貸付事業

低所得者及び障がい者や高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行います。資金の種類ごとに貸付の要件や貸付限度額を設け、それぞれの用途に応じた貸付を行います。八女市社会福祉協議会で受付を行い、福岡県社会福祉協議会で審査を行います。

◇ 主な貸付資金の種類

① 総合支援資金

失業や収入の減少により、世帯の生活維持ができなくなったなど、生活の立て直しのために必要な費用で、「生活支援費」「住宅入居費」「一時生活再建費」があります。

② 福祉資金

冠婚葬祭や住宅改修、福祉機器の購入、また、災害を受けたことにより臨時に必要な経費など、緊急かつ一時的に世帯生計維持のため必要な費用で、「福祉費」と「緊急小口資金」があります。

③ 教育支援資金

高校、大学、専修学校の授業料をはじめ、校納金や入学金、制服購入などの費用で、「教育支援費」と「就学支度費」があります。

◇ 八女市社会福祉協議会が行う貸付事業（独自事業）

ひとり親世帯をはじめ、障がい者や低所得者に対して、必要な経費を貸し付けています。

① 福祉貸付金

ひとり親世帯や障がい者に対して必要な少額の貸付を行います。

② 法外援護資金貸付金

生活困窮者で、一時的に緊急な出費を要する人に対して、短期間の少額の貸付を行います。

※貸付には一定の要件や貸付資金の限度があります。
秘密は厳守しますので、どうぞお気軽にご相談ください。

◆ 分野横断的連携

（１）家計相談支援事業の実施（市受託事業）

福祉事務所や地域の事業所などと連携しながら、横断的な相談支援体制づくりをすすめています。

生活困窮などの個人や世帯の自立に向けた相談支援を実施しています。

◆ 地域を基盤とした福祉的活動の支援体制

（１）地域公益事業の推進

福祉制度の対象とならない人や制度によるサービスが不足している地域への対応など、公的サービスでは対応できていない部分を補う、住民の支えあいによるサービス創出などの取り組みを推進しています。

各法人の専門性や強みを活かして、福岡県社会福祉協議会をはじめ、八女市社会福祉法人連絡会と連携し、ふくおかライフレスキュー事業など、その地域ごとのニーズに応える公益的な活動を推進しています。

◇ 社会福祉法人連絡会

八女市内に事業所を持つ２４の社会福祉法人に参加していただいております。この連絡会の目的は、八女市内における社会福祉法人の「情報交換及び共有の場」、さらには「地域貢献を研究する」協議の場です。

具体的には、八女市内の社会福祉法人が「地域貢献の方法」などについて研究しています。

◇ ふくおかライフレスキュー事業

生活に困窮しているが、公的な支援を受けられない制度の狭間にある人の支援として、福岡県内の社会福祉法人が連携し、「ふくおかライフレスキュー事業」に取り組んでいます。

八女市内においても、社会福祉法人連絡会と連携し、制度の狭間にいる人の課題やニーズについて、それぞれの分野の専門性を活かした支援の連携により発掘し、支援します。

◎具体的な活動例
- ゴミ屋敷と言われる世帯の清掃活動
- 地域のつどいの場への送迎支援
- 一時的な居住支援（できる範囲）など

絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

◆ 小地域福祉活動の推進

（1） 地域担当職員の配置による小地域福祉活動の推進

地域で暮らす人は、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障がい者、子育て世帯など、何らかの支援を必要とする人たちが生活しています。これらの方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、身近な地域での見守りや支え合いが必要となります。

社会福祉協議会では、地域支援担当として、職員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、サロンをはじめ、福祉委員設置などによる支援体制の基盤強化づくりに努めています。

◇ 福祉部会

まちづくり協議会ごとに設置し、地域の福祉課題の情報共有や解決に向けた話し合いなど、地域福祉の核となり、地域の実情に応じた福祉活動について協議します。

◇ 福祉のつどい

福祉活動への理解と参加を促進する啓発活動として、地域住民を対象とした「つどい」を開催します。

◇ 福祉ネットワーク推進委員会

行政区や民生委員児童委員担当区ごとに組織され、平常時からの見守りや安否確認、交流の場づくりなどを行います。

◇ 福祉委員

民生委員児童委員の協力者として、日頃から気になる方の見守り活動などを行います。

◇ 見守り連絡員

隣近所など、毎日のように顔を合わせる地域の方で、見守りが必要な方に対し、普段の生活のなかで気がけていただきます。

八女市社会福祉協議会では、地域の実情に即した支援活動が展開されるよう、日頃からいつも顔を合わせて話しているような、身近な地域で行われている見守りや支え合い活動を推進しています。

◆ 自主財源を活用した地域福祉活動の推進

（1） 社協会費・赤い羽根共同募金を活用した地域福祉活動の支援

八女市社協が取り組むさまざまな事業は、市民の皆さんからの会費や赤い羽根共同募金などによって支えられています。市民の皆さんとともに、「福祉でまちづくり」を実現するために、ひとりでも多くの皆さんのご協力をよろしくお願いします。

◆社協会費

どうやって協力すればいいの？

◇ 行政区長を通じて協力する

市民の皆さんからのご協力 → 行政区長取りまとめ → 八女市社会福祉協議会 → 集めた会費を地域で活用！

◇ 八女市社協の窓口へ、直接お持ちいただく

会費はいくら？

◇ 一般会員	会費一口あたり	年額	２００円
◇ 特別会員	会費一口あたり	年額	３，０００円

どのような事に使われているの？

サロン活動の助成

地域福祉活動拠点施設の充実

ボランティア活動の支援

福祉講座等の開催

◆福岡県共同募金会八女市支会の運営支援

共同募金とは？

◇ 赤い羽根共同募金　10月1日～12月31日

障がいのある方が安心して暮らせるお手伝いや高齢者の孤立予防のための地域の居場所づくりを応援するなど、まちづくりのために活用されている募金です。

◇ 歳末たすけあい募金　12月1日～12月31日

共同募金運動の一環として、新たな年を迎える時期に、支援を必要としている人が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するための募金です。

赤い羽根共同募金のしくみ

地域福祉を推進する団体や事業

①申請 ⇄ ⑥配分

共同募金会八女市支会（八女市社会福祉協議会）

②募金協力依頼 ⇄ ③寄附

- ◆ 戸別募金
- ◆ 街頭募金
- ◆ 法人募金
- ◆ 資材募金
- ◆ イベント募金
- ◆ その他募金

⑤※配分 ⇅ ④※送金

福岡県共同募金会

④※県へ募金を全額送金
⑤※福岡県から八女市へ募金配分

配分されている団体や活動が知りたい方 → はねっと で検索！

◆ 移動・外出支援の周知と充実

（1）外出支援ボランティアの確保

◇ 福祉有償運送事業の実施

黒木地区と矢部地区において、ひとりでは公共交通機関（路線バス、タクシー、乗り合いタクシーなど）の利用が困難な方で、下記の要件に該当する方を対象に実施しています。

対象者

①介護保険の要介護者、要支援者

・身体障がい者

肢体不自由、内部障がい、精神障がい、知的障がい、特定疾患、関節リュウマチなどにより単独での移動が困難な移動制約者及びその付添人

・上記と同等の者で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象となる移動

病院への通院、病院・施設への入退院、公共施設への手続き、金融機関など

◆「地域共生社会」に向けた包括的支援体制づくり

（1） 地域力強化推進事業の推進（市受託事業）

◇ 福祉生活支援室ほっと館やめ（本所・上陽）の設置

◇ フードバンク事業の推進

「まだ食べられる」のに規格外や余剰品として処分される食品を生活困窮などの個人や世帯に届ける活動です。関係機関や企業と連携しながら、子ども食堂を実施する団体にも支援しています。

◇ フリースペースの確保・料理教室の開催

ひきこもりなどに対する相談をはじめ、いろんな悩みごとに対する相談支援を行っています。

月１回、利用者といっしょに料理教室を実施しています。

◇ 精神対話士による無料相談会の実施

ほっと館やめにおいて、毎月第２土曜日・第４木曜日に精神対話士による無料相談会を実施しています。

（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業の推進（市受託事業）

◇ まるごとサポーター（相談支援包括化推進員）の設置

主に、複雑な課題を抱える人の相談支援や調整をすることを目的に、本所・各支所エリアに１名ずつ配置しています。福祉総合相談などで受けた相談や各分野の相談窓口が抱えている複雑多岐なケースに対して、分野を問わず相談を受け、課題整理し、各分野の支援機関と支援調整を行います。

◇ 多機関連携のためのネットワークづくり

各分野（高齢、障がい、子どもなど）の相談支援機関と連携し、相談支援者同士の「顔が見える関係づくり」や各分野を超えた相談支援機関が機能的につながれる体制づくりを行います。

※制度の狭間におかれている人など、制度につなぐことが困難な人への支援方法などについて協議しています。

◆ 災害ボランティアセンター

（1）災害ボランティアセンター機能の強化

もしもの災害時に組織的な支援活動ができるよう、災害時の相互協力協定団体との連携や研修会の開催などを通じて、災害ボランティアセンターの基盤強化に努めています。

社会参加の意識づくり

◆ 学ぶ機会の提供

（1）暮らしと福祉の講座の開催

人権や福祉の制度、地域福祉について学んでもらうことを目的に、地域での福祉課題や生活課題について気づき、福祉のまちづくり活動への参加を促すため、それぞれの地域に即した内容をテーマに開催しています。

（2）地区福祉のつどい開催の推進

福祉部会などと協力しながら、地域の福祉課題を提起する場・啓発の場として、「福祉のつどい」開催を推進しています。

（3）福祉教育の推進

◇ 福祉教育教材「ともに生きる」の活用促進

福祉教育教材「ともに生きる」を市内の小学校に配布しています。

◇ 福祉体験学習・講座の実施

市内の小中学校などで出前福祉講座（車いす体験・高齢者疑似体験・手話体験・点字体験）を開催しています。講座を通して、障がい当事者をゲストティーチャーとして招き、交流を促進しています。

◆ 交流の場を通した地域課題の把握と人材育成

（1）ふれあいサロン活動の支援

◇ ふれあいサロン

公民館などを利用して、高齢者の閉じこもり防止や寝たきりの予防をめざして、同じ地区にお住まいの方々同士でのサロン（茶話会）の開催を推進します。

現在、市内１５０ヶ所以上で実施されており、楽しい時間を過ごすことができるふれあいの場となっています。

八女市社会福祉協議会ではこのような支援を行っています

（2）在宅介護者の会活動への協力

在宅介護者の会が実施する介護者のつどいやリフレッシュ事業などの支援を行うほか、介護問題や認知症問題を地域の課題として考えていく場づくりとして、各種講座を開催しています。

（3）不登校・ひきこもり親（家族）の会活動への協力

不登校・ひきこもり親（家族）の会が実施するつどいなどの支援を行っています。

相談事業を通じて、電話や来所などによる、ひきこもりに関する相談に応じ適切な支援機関へつなぐなど、ひきこもり支援を推進します。

◆ 福祉的活動への支援

（1）各種福祉事業（団体）の活動に対する支援

地域福祉を推進するため、老人クラブや身体障害者福祉協会、日本赤十字社八女市地区、献血推進協議会などの活動に対する運営及び支援を行っています。

◇ 日本赤十字社八女市地区の運営

市民の皆さんからのご寄附により、地震や水害などによる被災者の救護活動をはじめ、医療や血液などの活動を支援しています。

八女市管内では、建物火災や自然災害などの被災世帯に対して毛布や緊急セットを配布しています。

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

◇ 八女市献血推進協議会の運営

病気やけがなどで輸血を必要とする人は、**１日平均約３，０００人**といわれています。血液は人工的につくることができず、長期保存することもできません。八女市内で行う献血の日程調整や広報などを通して、一人でも多くの方に協力していただけるよう、運営しています。

「一人ひとりの、少しの勇気で救われる命があります。」

八女市各地で毎年献血を実施しています。献血の日程については、八女市社会福祉協議会へお問合せいただくか、八女市社協ホームページをご覧ください！

（2）合同金婚式の開催 （市受託事業）

八女市に在住の結婚 50 周年を迎えたご夫婦に対し、記念式典及び祝宴を開催しています。これまでの地域貢献に感謝し、一層の健康増進、さらには交流の場を広めています。

◆ 障がい者等の社会参加の促進

（1）農福連携による障がい者等の社会参加の促進（市受託事業）

農福連携とは、障がい者などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取り組みです。 農福連携に取り組むことで、障がい者などの就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながります。

八女市社協では、農福連携コーディネーターとして「農」と「福」をつなげる役割を担っています。

◆ ボランティア活動の推進

（1）ボランティアセンターの運営強化

ボランティア活動を支援するために、ボランティアセンターを設置し、コーディネーターが中心になって、ボランティア活動の啓発や情報提供、活動の場の提供などを行いながら、活動の支援を行っています。

○ 主な活動は以下のとおりです。

◆ボランティア登録の推進

ボランティアコーディネーターより希望活動内容などの聞き取りを行います。登録された方は万が一にそなえてボランティア保険に加入します。

◆ボランティアの受給調整

ボランティア活動を始めたい人やボランティア活動を必要とされている方の相談を受け、受給調整を行います。

◆ボランティアの育成（講座、学習会、研修会）

ボランティアの育成と活動への理解と参加、福祉に関する啓発を目的にボランティア団体と協力しながら、ボランティア養成講座や傾聴ボランティア養成講座、点訳教室などの講座を開催しています。

5 社会福祉法人　八女市社会福祉協議会概要・沿革

1 法人の概要

設 立 年	昭和 48 年 6 月 6 日
代 表 者	会長　橋爪　隆幸
事業種別	第 2 種社会福祉事業（社会福祉法第 109 条）

2 主な沿革

年　月	沿　　革
昭和 29 年 6 月	任意団体「八女市社会福祉協議会」として発足
昭和 32 年	世帯更生資金貸付業務受託
昭和 36 年	心配ごと相談所受託
昭和 43 年	老人家庭奉仕員派遣事業受託
昭和 48 年 6 月	法人の認可を受け、社会福祉法人八女市社会福祉協議会設立
昭和 48 年 6 月	初代会長に中野政人氏就任
昭和 48 年 7 月	八女市老人福祉センター管理業務受託
昭和 56 年 6 月	2 代目会長に松鵜四郎氏就任
昭和 58 年	入浴サービス事業開始
昭和 59 年 4 月	八女市児童センター管理業務受託
昭和 59 年 7 月	八女市社会福祉会館落成　主たる事務所を市役所内から移転
平成元年 6 月	3 代目会長に池田正氏就任
平成 4 年 10 月	ホームヘルプ事業開始
平成 5 年 8 月	在宅介護支援センター事業受託
平成 6 年 7 月	ボランティアセンター事業開始（国・県・市補助事業）
平成 9 年 4 月	ガイドヘルパー派遣事業受託
平成 9 年 6 月	4 代目会長に野田国義氏就任
平成 11 年 9 月	要介護認定調査業務受託
平成 11 年 10 月	地域福祉権利擁護事業受託（平成 19 年 4 月から日常生活自立支援事業）
平成 12 年 4 月	ふれあいのまちづくり事業開始（国・県・市補助事業）
	（平成 12 年 4 月以降、八女市社協では介護保険事業は実施しなかったが、平成 18 年 9 月に吸収合併した旧上陽町社協、平成 22 年 2 月 1 日に吸収合併した旧黒木町社協、旧立花町社協、旧矢部村社協、旧星野村社協においては、介護保険事業を実施）
平成 15 年	障害者支援費制度による居宅介護支援事業所の指定を受ける
平成 18 年 9 月	上陽町社会福祉協議会を吸収合併
平成 19 年 4 月	上陽町の区域を担当する地域包括支援センター受託
平成 20 年 12 月	5 代目会長に三田村統之氏就任
平成 22 年 2 月	黒木町社会福祉協議会、立花町社会福祉協議会、矢部村社会福祉協議会、星野村社会福祉協議会を吸収合併
	（介護保険事業・介護予防事業として、訪問介護事業・介護予防訪問介護事業、通所介護事業・介護予防通所介護事業、訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業・介護予防居宅介護支援事業、特別養護老人ホーム事業及び短期入所生活介護事業を実施）
平成 22 年 4 月	高齢者相談センター事業受託

平成 24 年 7 月	九州北部豪雨災害発生に伴う、災害ボランティアセンター設置運営
平成 26 年 3 月	第 1 次八女市地域福祉活動計画策定
平成 26 年 4 月	福岡県社協委託事業の日常生活自立支援事業を八女あんしんサポート事業に変更し単独事業開始
平成 27 年 3 月	一般社団法人八女青年会議所と災害時相互協力協定締結
平成 27 年 4 月	市全域に福祉部会、福祉ネットワーク推進委員会、福祉委員、見守り連絡員の設置推進開始
平成 27 年 4 月	第 2 次介護予防事業受託
平成 27 年 4 月	単独事業として実施していた日常生活自立支援事業を県社協と委託契約し、基幹型社協（移行）として事業開始
平成 27 年 7 月	八女市社会福祉協議会創立 60 周年・八女市制施行 60 周年・合併 5 周年の記念事業として「八女市民福祉のつどい」開催
平成 27 年 12 月	地域福祉活動振興基金設置
平成 28 年 10 月	フードバンク事業実施（単独事業）
平成 28 年 10 月	福祉総合相談センター事業実施（単独事業）
平成 28 年 11 月	八女市全域で初めての合同金婚式を実施（市委託事業）
平成 28 年 11 月	八女ライオンズクラブ・黒木ライオンズクラブと災害時相互協力協定締結
平成 28 年 11 月	生活支援体制整備事業を八女市から受託し、第 1 層生活支援コーディネーター 1 名配置
平成 29 年 3 月	黒木支所訪問入浴介護事業廃止
平成 29 年 4 月	（黒木支所）訪問介護事業を（立花支所）訪問介護事業に統合
平成 29 年 4 月	機構改革による 2 課制（総務課・福祉課）導入
平成 29 年 4 月	生活支援体制整備事業を八女市から受託し、第 2 層生活支援コーディネーター 6 名配置
平成 29 年 5 月	6 代目会長に橋爪隆幸氏就任
平成 29 年 5 月	八女市内 25 社会福祉法人参加による八女市社会福祉法人連絡会発足（事務局：社協／現在 24 法人）
平成 29 年 6 月	特定非営利活動法人がんばりよるよ星野村及び特定非営利活動法人山村塾と災害時相互協力協定締結
平成 29 年 8 月	ふくおかライフレスキュー事業へ参加し、サポーターを 3 名配置
平成 30 年 3 月	矢部村地域をモデルとした買い物支援の実施（生活支援体制整備事業）
平成 30 年 3 月	第 2 次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
平成 30 年 4 月	やめ社協だよりの発行枚数を 6 ページに拡充
平成 30 年 4 月	第 2 層生活支援コーディネーター 6 名配置から 7 名へ増員
平成 30 年 4 月	福祉生活支援室（ほっと館やめ）の設置
平成 30 年 7 月	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業受託（地域力強化推進事業及び多機関の協働による包括的支援体制構築事業開始）
平成 30 年 7 月	相談支援包括化推進員（まるごとサポーター）6 名配置
平成 30 年 7 月	八女市社会福祉法人連絡会による地域貢献活動の取組みを開始
平成 31 年 4 月	八女東部エリア支援拡充のための拠点施設として、上陽支所にも福祉生活支援室（ほっと館やめ）を開設
平成 31 年 4 月	ひきこもり対策推進事業受託（市委託事業）
令和元年 8 月	権利擁護センターを設置し、法人後見事業を開始（単独事業）
令和元年 11 月	農福連携推進コーディネート事業受託（市委託事業）

6 社会福祉協議会までの交通アクセス

本　　所

マイカーご利用の方

八女 IC より約 8 分、広川 IC より約 10 分

バスご利用の方

JR 久留米駅より約 50 分（西鉄バス）

JR 羽犬塚駅より約 15 分（堀川バス）

立花支所

マイカーご利用の方

八女 IC より約 20 分、広川 IC より約 25 分

バスご利用の方

JR 羽犬塚駅より約 30 分、土橋乗り換え

兼松・辺春行き（堀川バス）

上陽支所

マイカーご利用の方

八女 IC より約 30 分、広川 IC より約 20 分

○八女 IC より国道 442 号線を黒木・星野方面に左折し、上山内（ミニストップ）交差点を左折（星野方面）

バスご利用の方

JR 羽犬塚駅より約 50 分（堀川バス）

星野支所

マイカーご利用の方

八女 IC より約 50 分、広川 IC より約 40 分

上山内交差点左折、池の山地区を右折

バスご利用の方

JR 羽犬塚駅より約 1 時間 20 分（堀川バス）

黒木支所

マイカーご利用の方

八女 IC より約 30 分、広川 IC より約 25 分

○八女 IC より国道 442 号線を黒木・星野方面に左折し、長野交差点を右折。警察署入口を右折。

バスご利用の方

JR 羽犬塚駅より約 50 分（堀川バス）

黒木バス停下車後、徒歩 5 分

矢部支所

マイカーご利用の方

八女 IC より約 55 分、広川 IC より約 60 分

バスご利用の方

JR 羽犬塚駅より約 2 時間（堀川バス）

発　行

社会福祉法人
八女市社会福祉協議会

〒834-0031 福岡県八女市本町５９９番地
電話番号　０９４３－２３－０２９４
FAX 番号　０９４３－２３－０２４２
MAIL　yamesyakyo@bird.ocn.ne.jp